

山梨県建築基準法関係条例 細則・運用基準集（四次改訂版）正誤表

頁	正	誤
115 (1 - 1 1) 本文 4 行目	・・・縦覧に供する。)	・・・縦覧する。)
118 下から 2 行目	及び各建設事務所並びに	及び建設事務所並びに
118 下から 1 行目	又は関係町村役場に	又は市町村役場に
329 下から 1 行目	削除	法 2 0 条、2 1 条、2 6 条、2 7 条 及び 2 8 条の 2 については、別棟と して取り扱う。